



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

- 市の境界の確定の件（総務一七二）
- 電気通信主任技術者規則第十条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を定める件（同一七二）
- 日本国に帰化を許可する件（法務七三）
- 紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務二一〇）
- 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續を経た生物の公表を行う件（厚生労働二一八）
- 令和二年産あへんの納付期限を定めた件（同一二九）
- 保安林の指定をする件（農林水産一〇三五、一〇三七）
- 保安林の指定実施要件を変更する件（同一〇三八、一〇四〇）
- 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（経済産業一一五）
- 高速自動車国道に関する件（国土交通六一〇）
- 平成二十六年国土交通省告示第四百三十七号の一部を改正する件（同六一一）

○登録確認機関である一般社団法人寒地港湾技術研究センターの登録事項の変更に関する件（同六一二）

○砂防法第二条の土地を指定する件（同六一三、六一六）

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）

国家試験

水先人試験の施行（国土交通省）

〔公告〕

諸事項

裁判所  
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
会社その他

告

示

○総務省告示第七十一号

市の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の二第一項の規定に基づき、広島県三次市と安芸高田市との境界を次のとおり決定し、これが確定した旨、同条第五項の規定に基づき、広島県知事から届出があったので、同条第六項において準用する第九条第六項の規定に基づき、告示する。

令和二年五月二十六日

総務大臣 高市 早苗

大土山頂上付近から北側斜面における三次市と安芸高田市の境界は、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第三系（日本測地系）を用いて得た次の座標番号六十六から百二十七までの各点及び一の点を順次直線で結んだ線とするものであり、各点の位置については次のとおりとする。

座標番号	座標値	平面直角座標第三系（日本測地系）
六六	Y座標	マイナス一四九、二八八・五四二メートル
	X座標	五七、〇〇三・六一八メートル
六七	Y座標	マイナス一四九、二九九・四二七メートル
	X座標	五六、九七一・四九二メートル
六八	Y座標	マイナス一四九、三一二・七七〇メートル
	X座標	五六、九四二・三七八メートル
六九	Y座標	マイナス一四九、三一九・四八六メートル
	X座標	五六、九二五・一四七メートル
七〇	Y座標	マイナス一四九、三二七・九二七メートル
	X座標	五六、九〇八・五九〇メートル
七一	Y座標	マイナス一四九、三三六・四五八メートル
	X座標	五六、八八一・二五一メートル
七二	Y座標	マイナス一四九、三四七・六一八メートル
	X座標	五六、八五八・九二二メートル
七三	Y座標	マイナス一四九、三七五・八二二メートル
	X座標	五六、八四三・四一三メートル
七四	Y座標	マイナス一四九、三九六・五一〇メートル
	X座標	五六、八二五・九六三メートル
七五	Y座標	マイナス一四九、四〇一・七三六メートル
	X座標	五六、八一七・三二四メートル
七六	Y座標	マイナス一四九、四〇九・三五七メートル
	X座標	五六、八〇三・九七七メートル
七七	Y座標	マイナス一四九、四二三・〇七九メートル
	X座標	五六、七八一・七九四メートル

九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	
Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五八 六〇・ 七九 一・七 九一 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五九 三・五 〇一 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六〇 四・七 四三 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六〇 五・七 五六 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六〇 四・九 七一 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六〇 六・二 四九 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六〇 一・〇 三三 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 一・三 七二 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 四・二 〇三 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 二・九 一〇 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 一・四 七二 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 一・四 七二 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 一・四 七二 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 一・四 七二 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 一・四 七二 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 一・四 七二 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 一・四 七二 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 一・四 七二 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 一・四 七二 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 六一 一・四 七二 メー トル

一一六	一一五	一一四	一一三	一一二	一一一	一一〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七
Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五九 三・四 九三 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五八 三・七 四七 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五八 一・四 二五 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五七 九・三 〇三 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五七 八・二 一五 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五七 七・一 〇九 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五七 六・〇 九五 メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五七 五・九 八メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五七 四・八 七メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五七 三・七 六メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五七 二・六 五メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五七 一・五 四メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五七 〇・四 三メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五六 九・三 二メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五六 八・二 一メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五六 七・一 〇メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五六 六・〇 九メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五六 五・九 八メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五六 四・八 七メー トル	Y X 座座 標標 マイナス 一五 四九 五六、 五六 三・七 六メー トル

一	一二七	一二六	一二五	一二四	一二三	一二二	一一一	一一〇	一一九	一一八	一一七
Y X 座座 標標	Y X 座座 標標	Y X 座座 標標	Y X 座座 標標	Y X 座座 標標	Y X 座座 標標	Y X 座座 標標	Y X 座座 標標	Y X 座座 標標	Y X 座座 標標	Y X 座座 標標	Y X 座座 標標
マイ ナス 一	マイ ナス 一	マイ ナス 一	マイ ナス 一	マイ ナス 一	マイ ナス 一	マイ ナス 一	マイ ナス 一	マイ ナス 一	マイ ナス 一	マイ ナス 一	マイ ナス 一
五五〇、 七九三・ 七三三・ 七七〇メ ートル	五五〇、 六九五〇・ 四四七メ ートル	五五〇、 六八一・ 三六八メ ートル	五五〇、 六八五九・ 三七四メ ートル	五五〇、 六八一二・ 六〇一メ ートル	五五〇、 六七六一・ 四五八メ ートル	五五〇、 六七二八・ 〇七九メ ートル	五五〇、 六三三四・ 五九八メ ートル	五五〇、 六二九〇・ 一六〇メ ートル	五五〇、 六一三一・ 三〇二メ ートル	五五〇、 六〇八四・ 六一三メ ートル	五五〇、 五九六六・ 五八四メ ートル